

# <特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【1割負担】>

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

基 本 料 金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	565円	634円	705円	774円	841円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	54円	60円	66円	71円	77円
	精神科医療養指導加算	③	5円				
	日常生活継続支援加算	④	37円				
	看護体制加算（Ⅰ）	⑤	4円				
	看護体制加算（Ⅱ）	⑥	9円				
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	⑦	17円				
	栄養マネジメント加算	⑧	15円				
	食費	⑨	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費	⑩	840円				
	基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩			2,926円	3,001円	3,078円	3,152円
利用月額（ひと月30日の場合）			87,780円	90,030円	92,340円	94,560円	96,750円

加 算 料 金	初期加算	31円	入所日から30日以内
	療養食加算	1回6円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
	経口移行加算	29円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算（Ⅰ）	406円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	経口維持加算（Ⅱ）	102円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	口腔衛生管理体制加算	31円	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成
	口腔衛生管理加算	92円	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施
	看取り介護加算（Ⅰ）	146円	死亡日以前4～30日
		690円	死亡日の前日・前々日
		1,298円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	11円	在宅復帰を積極的に行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合
	退所前後訪問相談援助加算	467円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り
	退所時相談援助加算	406円	1回に限り
退所前連携加算	507円	1回に限り	
外泊時施設サービス費	250円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）	

## 【その他の料金】

理美容代	実費	カット1,800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1 現在

特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ  
〒850-0062 長崎市大谷町418-1  
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

# ＜特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【2割負担】＞

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金	サービスに係る負担金	① 1,130円	1,268円	1,410円	1,548円	1,682円	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	② 108円	120円	132円	142円	154円	
	精神科医療養指導加算	③	10円				
	日常生活継続支援加算	④	73円				
	看護体制加算（Ⅰ）	⑤	8円				
	看護体制加算（Ⅱ）	⑥	17円				
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	⑦	33円				
	栄養マネジメント加算	⑧	29円				
	食費	⑨	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費	⑩	840円				
	基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		3,628円	3,778円	3,932円	4,080円	4,226円
	利用月額（ひと月30日の場合）		108,840円	113,340円	117,960円	122,400円	126,780円

加算料金	初期加算	61円	入所日から30日以内	
	療養食加算	1回12円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）	
	経口移行加算	57円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度	
	経口維持加算（Ⅰ）	812円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）	
	経口維持加算（Ⅱ）	203円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）	
	口腔衛生管理体制加算	61円	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成	
	口腔衛生管理加算	183円	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施	
	看取り介護加算（Ⅰ）	292円	死亡日以前4～30日	
		1,380円	死亡日の前日・前々日	
		2,596円	死亡日	
	在宅復帰支援機能加算	21円	在宅復帰を積極的に行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合	
	退所前後訪問相談援助加算	933円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り	
	退所時相談援助加算	812円	1回に限り	
	退所前連携加算	1,014円	1回に限り	
外泊時施設サービス費	499円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）		

### 【その他の料金】

理美容代	実費	カット1,800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1 現在

特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ  
〒850-0062 長崎市大谷町418-1  
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

# ＜特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【3割負担】＞

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	サービスに係る負担金	① 1,695円	1,902円	2,115円	2,321円	2,522円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	② 162円	177円	195円	213円	228円
	精神科医療養指導加算	③	15円			
	日常生活継続支援加算	④	110円			
	看護体制加算（Ⅰ）	⑤	12円			
	看護体制加算（Ⅱ）	⑥	25円			
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	⑦	49円			
	栄養マネジメント加算	⑧	43円			
	食費	⑨	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）			
	居住費	⑩	840円			
基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		4,331円	4,553円	4,784円	5,008円	5,224円
利用月額（ひと月30日の場合）		129,930円	136,590円	143,520円	150,240円	156,720円

加算料金	初期加算	92円	入所日から30日以内
	療養食加算	18円／回	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
	経口移行加算	85円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算（Ⅰ）	1,217円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	経口維持加算（Ⅱ）	305円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	口腔衛生管理体制加算	92円／月	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成
	口腔衛生管理加算	274円／月	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施
	看取り介護加算（Ⅰ）	438円	死亡日以前4～30日
		2,069円	死亡日の前日・前々日
		3,894円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	31円	在宅復帰を積極的に行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合
	退所前後訪問相談援助加算	1,400円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り
	退所時相談援助加算	1,217円	1回に限り
退所前連携加算	1,521円	1回に限り	
外泊時施設サービス費	749円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）	

【その他の料金】

理美容代	実費	カット1,800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.8.1 現在

特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ  
〒850-0062 長崎市大谷町 418-1  
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

## 「国が定める利用者負担限度額段階（１段階～４段階）」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）
- 利用者負担第１～第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１～第３段階にある次のような方です。

<b>利用者負担第１段階</b>	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
<b>利用者負担第２段階</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が８０万円以下の方
<b>利用者負担第３段階</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入額が８０万円を超えて、非課税世帯の方）
<b>利用者負担第４段階</b>	上記以外の方

- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

### 負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食費	居住費又は滞在費
<b>利用者負担第１段階</b>	３００円	０円
<b>利用者負担第２段階</b>	３９０円	３７０円
<b>利用者負担第３段階</b>	６５０円	３７０円
<b>利用者負担第４段階</b>	１３８０円	８４０円